平成２７年（フ）第１４２号
青森県三戸郡南部町大字鳥舌内字館22番地
債務者　舘　　徳七
法定代理人成年後見人　久保　隆明
1　決定年月日時　平成28年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　　薫
4　破産債権の届出期間　平成28年２月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月21日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第５４３号
神奈川県中郡大磯町東町３丁目４番12号　サマーシティ湘南201号、前住所神奈川県平塚市徳延490番地の102
債務者　眞間　　勇
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大森　　淳
4　破産債権の届出期間　平成28年２月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月20日午後２時
6　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１１３２号
京都市西京区大原野東境谷町１丁目１番地７棟304号、前住所京都市西京区山田大吉見町18番地13
債務者　能登　英夫
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　輝人
4　破産債権の届出期間　平成28年２月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月13日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成28年３月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３５５号
愛知県一宮市末広３丁目19番地３
債務者　木村　幸寛
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三輪　陽介
4　破産債権の届出期間　平成28年２月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月15日午前11時
6　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第３６号
北海道日高郡新ひだか町静内浦和125静内駐屯地、住民票上の住所北海道千歳市あずさ５丁目24番５号
債務者　佐々木竜一
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　葉山　裕士
4　破産債権の届出期間　平成28年２月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月14日午後２時
6　免責意見申述期間　平成28年４月７日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１１４０号
さいたま市南区鹿手袋６丁目７番18―106号
債務者　新藤　幸一
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１４５８号
さいたま市北区東大成町２丁目237番地　大宮本村１―305
債務者　増尾　富子
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５号
埼玉県東松山市沢口町11番地５　ファミール北村201号
債務者　福田　　敦
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第２６３号
千葉県八街市用草454番地147
債務者　櫻井　康一
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第２９６号
千葉県成田市並木町36番地９　（サンライズヴィラ205）
債務者　伯耆原崇史
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第３０５号
千葉県八街市岡田279番地12
債務者　大坂　信行
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第３２８号
千葉県四街道市旭ケ丘４丁目24番18号
債務者　神藤すず子
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第１８８８号
愛知県春日井市下屋敷町字下屋敷101番地３　エスポワール春日井402号
債務者　杉浦　広真
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２８３号
高知市廿代町９番３号　シャペル９―217号
債務者　齊城　直好
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１７８号
茨城県土浦市神立中央３丁目25番13号　ウェストアベニュー201号
債務者　金澤　大樹
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係